

協議第 12 号

一部事務組合等の取扱いについて

一部事務組合等の取扱いについて承認を求める。

平成 21 年 3 月 31 日 提出

熊本市・植木町合併協議会会長 幸 山 政 史

一部事務組合等の取扱いについて

1 一部事務組合等の取扱いについては、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 山鹿植木広域行政事務組合については、植木町が合併の日の前日をもって当該組合から脱退するが、植木町域に係るごみ処理に関する事務、消防に関する事務、ふるさと市町村圏計画に関する事務及びし尿処理に関する事務については、熊本市が合併の日から当分の間、新たに山鹿植木広域行政事務組合に加入する。期間、その他必要な事項については、今後協議する。

(2) 熊本県市町村総合事務組合については、植木町が合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、その事務を熊本市が行う。

(3) 熊本県後期高齢者医療広域連合については、植木町が合併の日の前日をもって当該連合から脱退するが、熊本市において、引き続き継続加入する。

(4) 植木町に係る熊本県への事務の委託については、合併の日の前日をもって委託を廃止し、その事務を熊本市が行う。

平成 年 月 日

原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議協議項目一覧(12 一部事務組合等の取扱い)

協議番号	協 議 項 目	部会名	提 案	承認・継続	備 考
一部事務組合等の取扱い					
1	一部事務組合	企画財政部会	第5回		
2	広域連合	企画財政部会	第5回		
3	事務の委託	企画財政部会	第5回		
一部事務組合等の取扱い					
1	一部事務組合(市町村職員共済組合)	企画財政部会	事務局		
2	一部事務組合等(介護認定審査会)	企画財政部会	事務局		
3	一部事務組合等(障害程度区分認定審査会)	企画財政部会	事務局		

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 企画財政部会

協議項目	一部事務組合等	小項目名	1 一部事務組合
協議内容	植木町が一部事務組合に加入して処理を行っている事務については、熊本市は単独で事務処理を行っており、植木町が加入している一部事務組合の取り扱いをどのようにするか。		
合併協議会 協議結果 (調整方針)	山鹿植木広域行政事務組合について、植木町が合併の日の前日をもって当該組合から脱退するが、熊本市が合併の日から当分の間、新たに山鹿植木広域行政事務組合に加入する。期間、その他必要な事項については、今後協議する。 熊本県市町村総合事務組合については、植木町が合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、その事務を熊本市が行う。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	・宇城広域連合(平成20年10月6日加入) 構成市町 熊本市 宇土市 宇城市 城南町 美里町 旧富合地区における下記の業務について加入している。 ① ふるさと市町村圏計画に関すること ② 介護保険法に基づく介護認定審査会に関すること (平成21年3月31日まで) ③ 消防に関すること ④ し尿処理に関すること ⑤ ごみ処理に関すること ⑥ 火葬場の運営等に関すること ほか 平成 20 年度予算 119,734 千円 該当なし	・山鹿植木広域行政事務組合 ① ごみ処理に関すること ② 消防事務に関すること ③ ふるさと市町村圏計画に関すること ④ し尿処理に関すること ⑤ 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する 条例第2条の次に掲げるもの ア 火薬類取締法に基づく事務 イ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に 関する法律に基づく事務 平成 17 年度決算 582,286 千円 平成 18 年度決算 698,758 千円 平成 19 年度決算 665,013 千円 ・熊本県市町村総合事務組合 ① 退職手当に関すること ② 損害補償に関すること ③ 非常勤消防団に係る賞じゅつ金の支払に関すること ④ 災害の補償に関すること ⑤ 住民の交通災害見舞金に関すること 平成 17 年度決算 195,976 千円 平成 18 年度決算 230,174 千円 平成 19 年度決算 225,219 千円
相 違 点 と 課 題		

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 企画財政部会

協議項目	一部事務組合等	小項目名	2 広域連合
協議内容	両市町が加入している広域連合について、今後どのように取り扱うのか。		
合併協議会 協議結果 (調整方針)	熊本県後期高齢者医療広域連合については、植木町が合併の日の前日をもって当該連合から脱退するが、熊本市において、引き続き継続加入する。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	●熊本県後期高齢者医療広域連合 設立年月日 平成19年2月1日 構成市町村 熊本県内全ての市町村(47団体) 広域連合の事務 1. 被保険者の資格の管理に関する事務 2. 医療給付に関する事務 3. 保険料の賦課に関する事務 4. 保健事業に関する事務 5. その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務 運営経費 1. 構成市町村の負担金 ・共通経費(負担割合:均等割 10%、高齢者人口割 50%、人口割 40%) ・医療給付に要する費用 ・保険料その他の納付金 2. 国及び県等の支出金 ・医療給付に要する費用に係る負担金等 負担金 平成 19 年度決算 117,719 千円	●熊本県後期高齢者医療広域連合 設立年月日 平成19年2月1日 構成市町村 熊本県内全ての市町村(47団体) 広域連合の事務 1. 被保険者の資格の管理に関する事務 2. 医療給付に関する事務 3. 保険料の賦課に関する事務 4. 保健事業に関する事務 5. その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務 運営経費 1. 構成市町村の負担金 ・共通経費(負担割合:均等割 10%、高齢者人口割 50%、人口割 40%) ・医療給付に要する費用 ・保険料その他の納付金 2. 国及び県等の支出金 ・医療給付に要する費用に係る負担金等 負担金 平成 19 年度決算 7,233 千円
相 違 点 と 課 題	両市町とも同じ広域連合に加入している。	

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 企画財政部会

協議項目	一部事務組合等	小項目名	3 事務の委託
協議内容	植木町が熊本県に委託して処理を行っている公平委員会の事務については、熊本市では人事委員会を設置して事務処理を行っており、植木町が委託している公平委員会の事務の取り扱いをどのようにするか。		
合併協議会協議結果 (調整方針)	植木町に係る熊本県への事務の委託については、合併の日の前日をもって委託を廃止し、その事務を熊本市が行う。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	該当なし	1. 委託している事務：公平委員会の事務 2. 委託先：熊本県 平成 19 年度決算 22,400 円
相 違 点 と 課 題	公平委員会の事務の委託を終了する協議を熊本県とする必要がある。	